

第20回 京都市路上喫煙等対策審議会 議事次第

開催日時 令和5年12月7日 午前9時30分～

会 場 職員会館かもがわ3階 大多目的室

1 開会あいさつ（文化市民局長）

2 会長・副会長の選出について 資料1

3 議題

(1) 路上喫煙対策の取組について 資料2

（路上喫煙等対策強化区域及び過料処分件数、定点調査の状況 等）

(2) 各喫煙場所の改修状況等について 資料3

(3) 今後の改修工事について 資料4

(4) 路上喫煙等防止対策に係る今後の方向性について 資料5

4 閉会あいさつ（くらし安全推進部長）

京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委員	いしだ てつお 石田 哲雄	京都商店連盟副会長
〃	おおaura けいこ 大浦 啓子	市民公募委員
〃	たきき ぶんご 田崎 文吾	京都市市政協力委員連絡協議会代表者会議 代表副幹事
〃	たみや のぶよ 田宮 暢代	洛和会音羽病院呼吸器内科副部長
〃	ふしみ こうじ 伏見 康司	弁護士
〃	むらかみ たけし 村上 岳	市民公募委員
〃	やまだ よしえ 山田 由英	京都市立中学校PTA連絡協議会理事
〃	わかき あいこ 若狭 愛子	京都産業大学法学部准教授

(任期は、令和5年8月10日～令和7年8月9日)

第20回 京都市路上喫煙等対策審議会

資料一覧

- ・資料1 会長及び副会長の選出について・・・・・・・・・・ 1
- ・資料2 路上喫煙対策の取組について・・・・・・・・・・ 2
- ・資料3 各喫煙場所の改修状況等について・・・・・・・・・・ 9
- ・資料4 今後の改修工事について・・・・・・・・・・ 14
- ・資料5 路上喫煙等防止対策に係る今後の方向性について・・・・・・・・ 18

会長及び副会長の選出について

1 概要

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、会長及び副会長は、委員の互選により定めることとなっています。

2 審議会にかかる規定（抜粋 全文は別紙1参照）

(1) 条例

（審議会）

第7条 路上喫煙等禁止区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(2) 規則

（審議会の会長及び副会長）

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の招集及び議事）

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

路上喫煙対策の取組について

1 概要

路上喫煙等による身体や財産への被害の防止を図ることで、市民及び観光旅行者等の安心安全を確保するため、平成19年6月1日に、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。

その後、市民等にとってよりわかりやすい条例となるよう、指定する区域（過料を徴収する区域）の名称を「路上喫煙等禁止区域」から「路上喫煙等対策強化区域」に変更する改正条例を令和5年3月1日に施行しました。

本条例に基づき、市内全域において、道路や公園等の屋外の公共の場所では路上喫煙をしないよう努力義務を課すとともに、市内3箇所の路上喫煙等対策強化区域においては、路上喫煙等監視指導員が巡回し、違反者を現認した場合は過料（1,000円）を徴収しています。

このほか、路上喫煙防止啓発ステッカーや路面シートなど、さまざまな媒体を活用した周知啓発や喫煙場所の設置などにより、路上喫煙者は減少しています。

2 取組

(1) 過料処分について

ア 路上喫煙等対策強化区域の指定

条例に基づき、審議会の答申（別紙2参照）を経て、現在は「市内中心部」、「京都駅周辺」及び「清水・祇園地域」を指定しています（別紙3参照）。

イ 路上喫煙等監視指導員の巡回

- ・ 人数 : 5名（令和5年12月時点、定数6名）
交代制勤務で1日につき2～5名勤務。1班2、3名体制で巡回。
- ・ 実施日 : 年末年始を除く毎日。
- ・ 巡回時間 : 7:30～19:10

ウ 過料処分件数の推移と違反者の傾向

- ・ 令和4年度の処分件数は358件（令和3年度は363件、令和2年度は424件）であり、平成24年度6,794件をピークとして減少を続けています（別紙4参照）。
- ・ 違反者の多数を占めていた外国人観光客については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2、3年度は激減しております。

令和4年度は外国人観光客の受入れ緩和の影響もあり、外国人観光客の違反者の割合が再び高まっています。なお、令和5年10月末時点では、既に前年度の数値を上回っている状況であることから、引き続き違反者の傾向に注視していきます。

(2) 公設喫煙場所の設置

ア 整備の目的

喫煙者而非喫煙者の共存、周辺での路上喫煙やたばこのポイ捨ての減少、喫煙マナーの向上等を目的として、条例制定時の市議会の付帯決議及び審議会の答申（別紙2参照）に基づき設置しております。

イ 設置経過

対策強化区域を中心に、これまで19箇所の公設喫煙場所を設置しております。

	喫煙場所名称	供用開始年月
1	四条西木屋町（西木屋町通四条上る）	平成20年 5月
2	新京極公園内（新京極東裏通蛸薬師下る）	平成23年 6月（移設に伴い撤去） 令和 4年 8月（移設に伴い新設）
3	清水坂観光駐車場（休憩所内）	平成24年 1月
4	〃（北側緑地帯内）	〃
5	京都駅北口広場（バスターミナル東）	平成24年 2月
6	東塩小路公園内（西洞院通塩小路下る）	〃
7	山科駅前（山科駅前バスロータリー北側）	平成25年 3月
8	京都駅八条東口	平成26年 4月
9	J R山科駅前北広場	平成26年10月 平成30年12月（面積を拡大） 令和 5年 2月 （面積を拡大、クランク構造に変更）
10	J R西大路駅南側	平成26年10月（移設に伴い撤去） 令和 3年12月（移設に伴い新設） 令和 5年 1月 （面積を拡大、クランク構造に変更）
11	高台寺公園内	平成27年12月
12	京都駅八条西洞院	〃
13	J R桂川駅前	平成27年12月 平成30年12月（面積を拡大）
14	京阪中書島駅前	〃
15	京都駅みやこ夢てらす	平成28年12月
16	京都駅八条西口	〃
17	京都駅サンクンガーデン前	〃
18	京都駅北口広場（タクシープール東）	平成29年 3月
19	J R西大路駅北側	令和 4年 3月

(3) 広報・啓発

令和4年度から新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、段階的に街頭啓発を再開しています。また、令和5年3月の改正条例施行を契機として、改めて条例の趣旨である「京都では市内全域で路上喫煙はダメである」こと等を市民、観光客にわかりやすく周知をしていくため、啓発ポスター・チラシ、ステッカーなどを刷新するとともに、広報啓発の取組を強化しております（別紙5参照）。

ア 改正条例施行に伴う新たな啓発物の作成

- ・ 標示類（路面シート、ステッカー等）

対策強化区域内を中心に旧標示類の新たな標示類への貼り替え作業を順次、実施しています。

区域外についても苦情の多い箇所を中心に標示類の貼り付けを行っており、引き続き、貼付箇所の検討を進めてまいります。

- ・ 掲示物（チラシ・ポスター）

本市関連施設等への掲示のほか、市内の駅、観光案内所、商店街、寺社仏閣、宿泊施設、空港等へ協力を依頼して配架を行うとともに、希望する市民、事業者への配布も実施しています。

イ 街頭啓発の実施

祇園祭や五山の送り火などの各種行事や春秋の観光シーズンなど人出が多い機会を捉えて実施しているほか、苦情等が多い駅周辺等でも、適宜、街頭啓発を実施しています。

ウ 広報媒体による発信

観光情報誌、フリーペーパー等への記事の掲載、京都市のSNSでの情報発信等を行っています。

エ 公用車を用いた音声啓発

拡声器付き公用車を用いて市内全域での音声啓発を実施しています。

また、苦情等が多い区域外での条例認知度の更なる向上を図るため、特に区域外を中心に実施（観光地付近等では適宜、多言語（英語）での音声啓発を実施）しています。

オ その他

喫煙者にわかりやすく喫煙場所を周知することが路上喫煙防止に寄与することから、本市のホームページに公設・民設の喫煙場所の設置位置や店舗が地図上で確認できる民間サイトを掲載している。

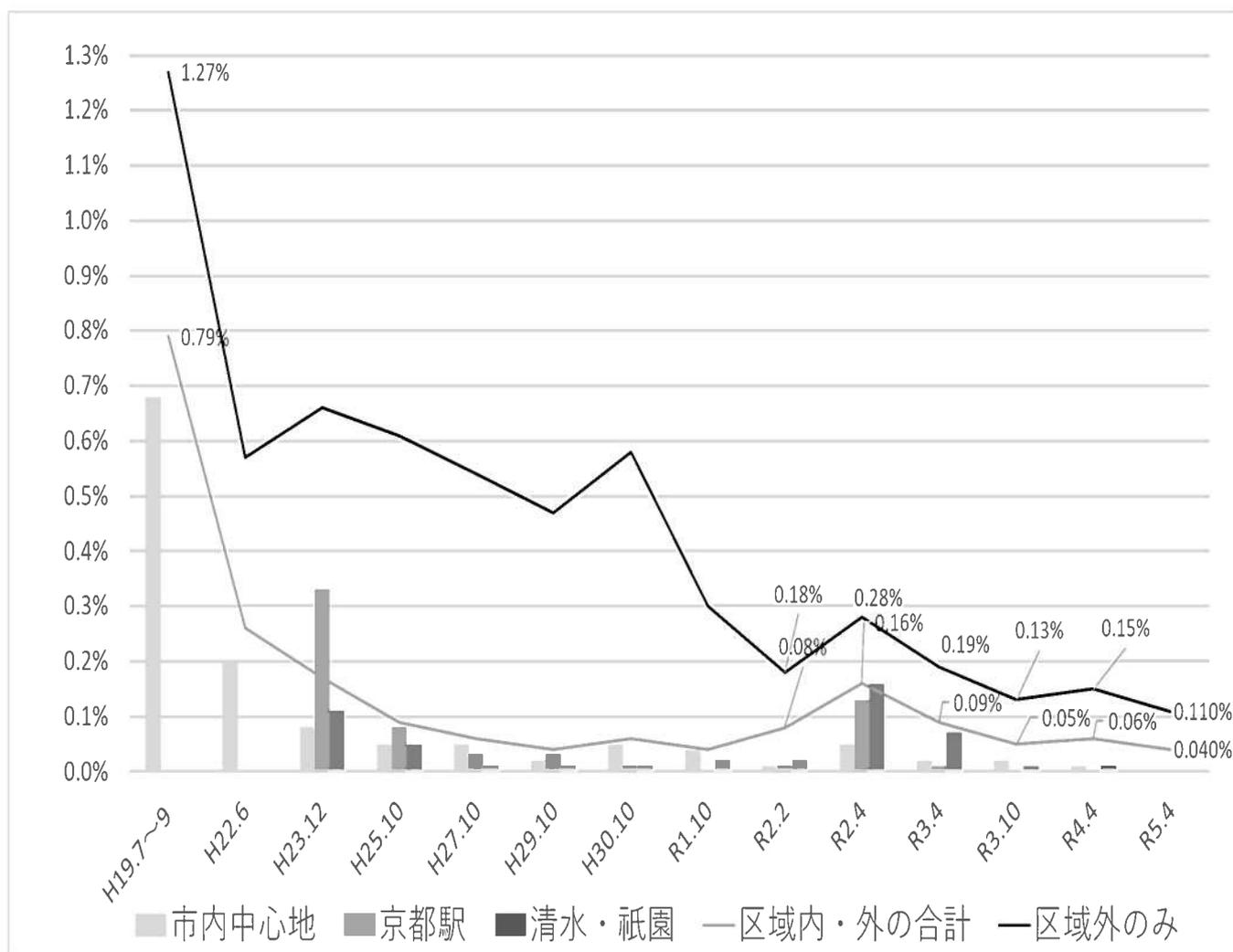
さらに、新たに作成したポスターやチラシに同サイトへのQRコードを掲載し、掲示・配布することで、喫煙される方がルールとマナーを守って喫煙していただけるように周知を図っている。

(4) 路上喫煙率の推移について

対策強化区域を中心に 60 箇所（うち対策強化区域内：22 箇所）のポイントを定め、通行人に占める喫煙者の割合を定期的に調査しております。※令和元年度までは 30 箇所で実施。（別紙 6 参照）

範囲	H19.7~9	H22.6	H23.12	H25.10
市内中心地	0.68%	0.20%	0.08%	0.05%
京都駅	-	-	0.33%	0.08%
清水・祇園	-	-	0.11%	0.05%
区域内・外の合計	0.79%	0.26%	0.17%	0.09%
区域外のみ	1.27%	0.57%	0.66%	0.61%

R2.4	R3.4	R3.10	R4.4	R5.4
0.05%	0.02%	0.02%	0.01%	0.003%
0.13%	0.01%	0.00%	0.00%	0.000%
0.16%	0.07%	0.01%	0.01%	0.004%
0.16%	0.09%	0.05%	0.06%	0.040%
0.28%	0.19%	0.13%	0.15%	0.110%



3 路上喫煙に関する御意見・要望等の内訳（市長への手紙等を含む）

(1) 受理件数

令和3年度：239件

令和4年度：218件

令和5年度（10月末現在）：178件

(2) 分類別受理件数

【令和3年度】

総計		239
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		108
	うち、タクシー運転手	10
取組の推進要望		29
	うち、禁止区域の拡大	3
	うち、巡回指導の拡充	5
	うち、罰則の強化	2
	うち、標示類の充実	6
	うち、周知啓発	4
施設等の苦情		42
	うち、民間施設	38
	うち、飲食店、居酒屋	21
	うち、コンビニ	2
	うち、病院	2
	うち、たばこ店	5
	うち、公共施設	4
	うち、公園	2
公設喫煙場所		54
	うち、苦情	18
	うち、撤去要望	19
	うち、改修要望	1
	うち、一時閉鎖関連	10
	うち、増設要望	2
	うち、山科駅喫煙場所（2箇所）	3
	うち、京都駅喫煙場所（7箇所）	22
	うち、京都駅八条東口	10
	うち、みやこ夢テラス	8
	うち、中書島喫煙場所	2
	うち、桂川駅喫煙場所	7
	うち、東塩小路公園喫煙場所	1
	うち、西大路駅前喫煙場所	3
	うち、西木屋町喫煙場所	5
その他		6

【令和5年度（10月末現在）】

総計		182
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		77
	うち、タクシー運転手	3
取組の推進要望		25
	うち、禁止区域の拡大	1
	うち、標示類の充実	10
	うち、周知啓発	6
	うち、罰則の強化	1
	うち、その他	7
施設等の苦情		21
	うち、民間施設	18
	うち、飲食店、居酒屋	10
	うち、コンビニ	3
	うち、たばこ店	3
	うち、その他	2
	うち、公共施設	3
	うち、公園	3
公設喫煙場所		52
	うち、苦情	13
	うち、撤去要望	32
	うち、改修要望	3
	うち、増設要望	3
	うち、その他	1
	うち、山科駅喫煙場所（2箇所）	4
	うち、京都駅喫煙場所（7箇所）	27
	うち、北口広場バスターミナル東	1
	うち、みやこ夢テラス	24
	うち、八条西口	2
	うち、中書島喫煙場所	2
	うち、桂川駅喫煙場所	3
	うち、東塩小路公園喫煙場所	1
	うち、高台寺公園喫煙場所	1
その他		7

【令和4年度】

総計		220
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		84
	うち、タクシー運転手	3
取組の推進要望		40
	うち、禁止区域の拡大	8
	うち、巡回指導の拡充	3
	うち、罰則の強化	3
	うち、標示類の充実	5
	うち、周知啓発	10
	うち、その他	11
施設等の苦情		42
	うち、民間施設	30
	うち、飲食店、居酒屋	8
	うち、コンビニ	6
	うち、病院	2
	うち、たばこ店	7
	うち、その他	7
	うち、公共施設	12
	うち、公園	8
公設喫煙場所		53
	うち、苦情	12
	うち、撤去要望	35
	うち、改修要望	0
	うち、一時閉鎖関連	0
	うち、増設要望	3
	うち、移設要望	3
	うち、山科駅喫煙場所（2箇所）	6
	うち、JR山科駅前	5
	うち、バスロータリー北側	1
	うち、京都駅喫煙場所（7箇所）	33
	うち、北口広場バスターミナル東	1
	うち、京都駅八条東口	7
	うち、みやこ夢テラス	25
	うち、中書島喫煙場所	3
	うち、桂川駅喫煙場所	3
	うち、東塩小路公園喫煙場所	2
	うち、西大路駅前喫煙場所	1
	うち、西木屋町喫煙場所	1
	うち、その他	3
その他		1

※分類数は御意見・要望内容によって重複計上あり。

4 その他（たばこに関連する状況の変化）

(1) 喫煙者の動向

年々低下傾向にある喫煙率については、厚生労働省が実施している各種調査の結果によると、20歳以上の習慣的な喫煙者の割合は、本市の条例施行が施行された平成19年の調査（厚生労働省実施／国民健康・栄養調査 ※1）の結果、「男性：39.4%、女性：11.0%」でしたが、令和4年の調査（厚生労働省実施／国民生活基礎調査 ※2）では、「男性：25.4%、女性：7.7%」となっています。

※1 令和元年の同調査における喫煙者の割合は「男性：27.1%、女性：7.6%」。

令和2及び3年の同調査は未実施、令和4年の結果については、令和5年度末に公表予定（厚生労働省HPに掲載されている「令和4年国民健康・栄養調査企画解析検討会資料」より）

※2 令和元年の同調査における喫煙者の割合は「男性：28.8%、女性：8.8%」

(2) 受動喫煙対策の進展

健康増進法が改正され、公共施設で原則敷地内禁煙となったほか、令和2年4月1日からは事業所、飲食店、ホテルなど多くの施設で原則屋内禁煙となり、施設において各種分煙対策が実施されています。

(3) 喫煙に対する世論の変化

規制強化等と同調し、さまざまな機関、団体がたばこの煙の害についての啓発を行っており、世論に広く認識が広まるとともに、喫煙マナーについての意識が高まっています。

(4) 加熱式たばこの普及

- 加熱式たばことは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるものです。加熱の方法や温度などは製品ごとに異なります。
- 厚生労働省が実施した調査（令和元年の国民健康・栄養調査）によれば、習慣的な喫煙者のうち加熱式たばこを使用している人の割合は、およそ4人に1人（男性で27.2%、女性で25.2%）であり、男女とも他の年代と比べて30代の喫煙者での使用割合が高いという結果でした。

<参考>

令和5年度：京都市「健康づくり・口腔保健・食育に関するアンケート」の結果

- 市内の20歳以上で喫煙していると答えた者のうち加熱式たばこを使用している人の割合
→ 男性：32.7%、女性で23.8%

- 加熱式たばこは、受動喫煙による科学的な健康被害への影響が不確かであり、他都市でも過料の対象としない自治体が多数を占めている状況にあることから、本市においても、現状では、路上での加熱式たばこ喫煙者を過料処分の対象とはしていません。

ただし、条例では「市内全域で路上喫煙をしないように努力義務」を定めており、路上喫煙を誘発することに繋がる可能性があることから、指導員が見かけた場合は「路上での加熱式たばこの喫煙者」にも指導（喫煙場所で吸ってもらうよう口頭での依頼）を行っています。

引き続き、加熱式たばこの普及の状況、他都市の動向、新たな研究結果に注視しながら、検討を継続する必要があると考えています。

各喫煙場所の改修状況等について

1 新京極公園喫煙場所（公園内移設）

(1) 経過

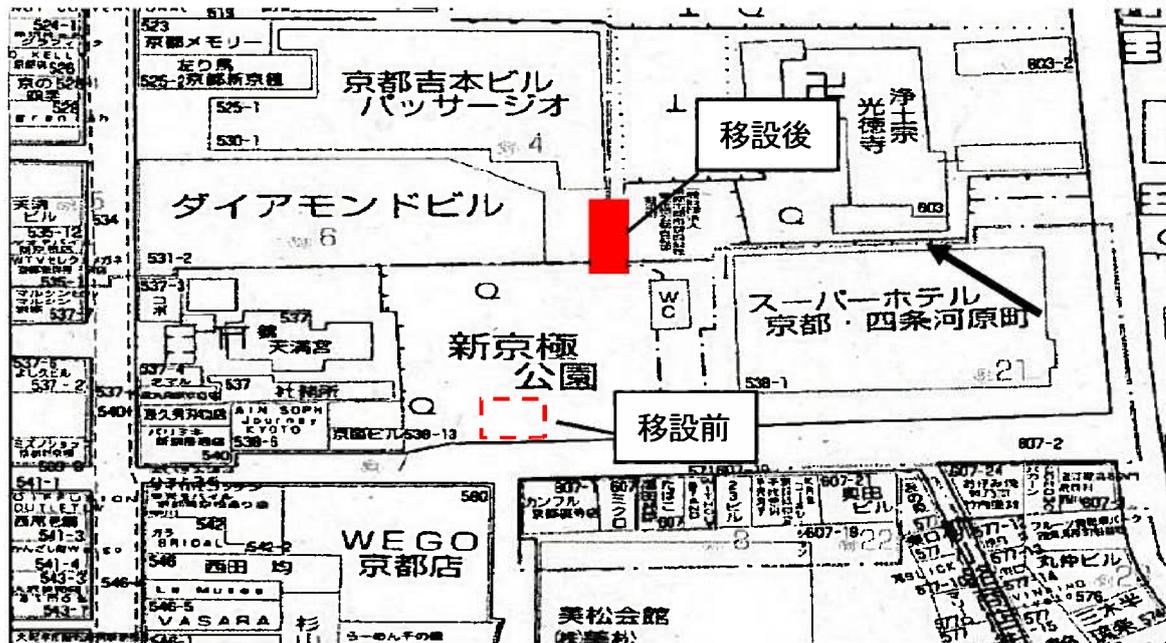
令和3年に実施した新京極公園でのイベントにて、今回移設した場所へ実験的に仮設喫煙所を設置した際、「公園に入りやすくなった」など、来園者や地域の皆様から好評だったことを受け、地元地域と協議した結果、当該場所へ移設することで、日常・イベント時のどちらにおいても皆様が快適に公園を利用していただけると判断し、移設しました。

(2) 移設工事期間及び供用開始日

令和4年7月25日（月）～8月16日（火）に移設工事を行い、17日（水）から供用を開始しています。

(3) 移設位置図及び現状写真

○位置図



○移設後の写真



2 京都駅みやこ夢てらす喫煙場所^{のれん}（暖簾の設置）

（1）経過

喫煙場所内から漏れる煙を軽減させる効果があるものと判断し、東側及び西側の出入口2箇所に暖簾を設置しました。

（2）設置日

令和4年8月18日（木）

（3）設置状況の写真



3 JR 西大路駅南側喫煙場所（撤去・新設）

(1) 経過

JR 西大路駅南側の歩道拡幅工事に伴い、喫煙場所を一時的に解体・撤去しました。

工事後は、拡幅した歩道部分に合わせて面積を拡張（15 m²から 28 m²）するとともに、受動喫煙対策として、出入口にクランクを設置した喫煙場所を同箇所へ新設しました。

(2) 移設工事期間及び供用開始日

令和5年1月16日（月）～27日（金）に撤去・新設工事を行い、30日（月）から供用を開始しております。

(3) 位置図及び現状

○位置図



○現状



4 JR山科駅前広場喫煙場所（改修）

（1）経過

当該喫煙場所については、北西側に立地しているコンビニエンスストアの拡張工事により、西側に位置する喫煙場所の出入口とコンビニエンスストアの間の通路が狭くなり、漏煙に関する苦情が増加しました。

この状況を改善するため、喫煙場所の出入口を西側から東側に変更するとともに、更なる漏煙対策として出入口をクランク構造（これに伴い、床面積が14.2㎡から18.9㎡に増床）にしました。

更に、今回の整備にあわせて、喫煙場所のパーティションに喫煙マナー啓発に活用するためのボード（縦142cm×横180cm）を設置しました。

（2）移設工事期間及び供用開始日

令和5年2月20日（月）～23日（木）に撤去・新設工事を行い、24日（金）から供用を開始しております。

（3）位置図及び改修現状

○位置図



○改修工事前



○改修工事後



西側出入口を閉鎖

出入口を東側にし、クラ
ンク構造に変更
(これに伴い、一部増床)

拡大



今後の改修工事予定について

1 京都駅北口広場喫煙場所（バスターミナル東）（改修工事）

(1) 経過

平成 23 年度に供用を開始した当該喫煙場所は、多くの喫煙者の方に御利用いただいておりますが、喫煙場所のパーティション内に人が溢れることにより、喫煙場所の外で喫煙される方がいること、また喫煙場所から漏れる煙が西側バスターミナルへ流れやすいこと等が問題となっています。

この問題を受け、この度、12 月の中旬～下旬にかけ、当該喫煙場所の増床、出入口のクランク構造への変更及び西側パーティションのかさ上げを行う改修工事を予定しています。

(2) 改修工事期間及び供用開始日

令和 5 年 12 月 11 日（月）～22 日（金）に改修工事を行い、25 日（月）から供用を開始する予定をしています。

(3) 位置図及び改修イメージ

○位置図



○改修イメージ

(現状)



問題点

- 観光客の増加に伴う喫煙場所利用者の増加
- 喫煙場所入口付近に人が滞留することによるパーティション外での喫煙
- 喫煙場所西側（バスターミナル側）への漏煙

(完成イメージ)



対応策

- ① 喫煙所面積を約 18m² から約 24m² に拡張することで同時に喫煙を行うことができる人数を増やします。
- ② 出入口付近をクランク式にすることで漏煙対策、喫煙者が心理的に出入り口付近に滞留しないことが期待できると考えております。
- ③ 西側のパーティションの高さを 2,400mm から 3,280mm まで上げることでバスターミナル側へ流れる煙を軽減させる効果が期待できます。

2 京都駅みやこ夢てらす喫煙場所（改修工事）

(1) 経過

当該喫煙場所については、令和4年に漏煙対策として、東側と西側の出入口2箇所に暖簾（のれん）を設置しておりますが、この度、更なる対策として2箇所ある出入口を西側だけにする改修工事を予定しています。

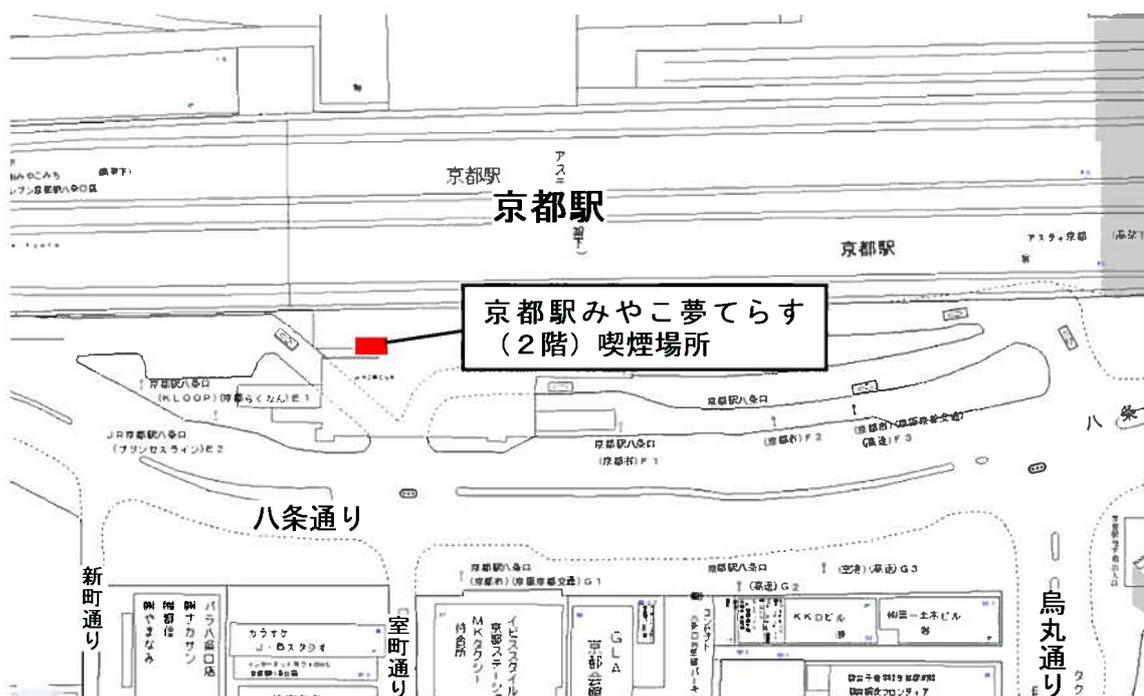
この工事で東側出入口を封鎖することにより、駅構内へ流れ込む煙を軽減させる効果が期待できると考えています。

(2) 改修工事期間及び供用開始日

令和5年12月11日（月）～19日（火）に改修工事を行い、20日（水）から供用を開始する予定をしています。

(3) 位置図及び改修イメージ

○位置図



○改修イメージ

(現状)



(完成イメージ)



路上喫煙等防止対策に係る今後の方向性について

1 市内における歩行者数の比較

	R2.2	R2.4	R3.4	R3.10	R4.4	R5.4
市内中心地	97,100	17,458	82,126	102,196	89,069	120,257
京都駅	22,657	7,482	14,360	19,919	19,664	27,472
清水・祇園	28,969	4,951	10,802	26,895	25,559	44,816
対策強化区域以外	89,990	17,003	73,371	80,757	82,853	108,585
合計	238,716	106,897	180,662	229,767	217,145	301,130

2 市内における観光客数の推移（1月～12月）（観光客の動向等に係る調査より）

	R1	R2	R3	R4
観光客数 ^{※1}	5,352	2,159	2,102	4,361
（内訳）日帰り客数	4,035	1,628	1,586	3,392
実宿泊人数 ^{※2}	1,317(380)	531(45)	516(5)	969(58)

（単位：万人）

※1 令和2年及び令和3年はコロナ禍の影響により全国統一基準に基づく推計を行っておらず、本市の独自推計であり、他の年との時系列による比較はできない。

※2 （ ）内については、外国人観光客の数値

3 市内における過料処分状況の比較（4月～3月）

	R2	R3	R4	R5(10月末時点)
過料処分件数	424	363	358	150
うち、市内在住	192(45.3%)	163(44.9%)	133(37.2%)	39(26.0%)
うち、外国人	11(2.6%)	4(1.1%)	31(8.7%)	38(25.5%)

4 観光客の増加に伴う路上喫煙等防止対策について

※委員の皆様にご議論いただければと存じます。